

栄養成分表示が義務化されました！

2020年4月1日製造分から「栄養成分表示」が必要です

- ◆ 2015年4月1日に「食品表示法」が施行され、原則として、**全ての一般用加工食品および添加物**に栄養成分表示を義務付けられました。
- ◆ 経過措置期間は2020年3月31日までです。
- ◆ 食品表示法に従った表示をせず販売した場合等は、食品表示基準違反や命令違反等の罰則が規定されています。

栄養成分表示の表示方法

表示が義務となっている栄養成分の量および熱量については、**食品表示基準別記様式2**により表示します

表示項目と（単位・最小表示の位）

- ① 熱量 (kcal・1の位)
- ② たんぱく質 (g・1の位)
- ③ 脂質 (g・1の位)
- ④ 炭水化物 (g・1の位)
- ⑤ 食塩相当量 (g・小数第1位)

表示する食品単位

- ・当該食品の販売される状態における可食部分の100gもしくは100mlまたは1食分、1包装、その他の1単位等ごとの栄養成分値を表示する
- ・食品単位を1食分とする場合は、当該1食分の量を併せて表示すること

表示の方式

- ・表示に用いる文字および枠の色は、背景の色と対照的な色とする
- ・表示に用いる文字は、日本工業規格Z8305に規定する8ポイント以上の大きさの文字とする（表示可能面積がおおむね150cm²以下のものは5.5ポイント以上の大きさの文字）

見やすい箇所に表示してね

(基準別記様式2)

栄養成分表示
食品単位当たり

熱量	kcal
たんぱく質	g
脂質	g
炭水化物	g
食塩相当量	g

表示義務5項目はこの順番で♪



ラフト

栄養成分表示の設定方法

※詳しくは、「食品表示法に基づく栄養成分表示のためのガイドライン」（消費者庁ホームページ）をご確認ください。

分析値に加えて計算値、参照値またはこれらの併用値を用いることができます

いずれの方法でも、結果として表示された含有量に合理的な根拠があれば、表示することが可能です。

分析値	食品表示基準別表第9第3欄に掲げる方法（公定法）により栄養成分を分析した値
計算値	公的なデータベース等から原料の栄養成分値を入手し、その食品の栄養成分を算出した値
参照値	公的なデータベース等を基に表示しようとする食品と同一または類似する食品から、栄養成分値を類推した値
併用値	分析値、計算値または参照値を基に、または組み合わせて作成した値

許容差の範囲※を超えると違反になるよ
※-20%~+20%



サウタン

◇ 栄養成分値に表示値との差が認められると推定される場合 ◇

- 表示値とおりの栄養成分含量となるように製品を品質管理することが困難な場合、合理的な推定方法に基づく「この表示値は目安です」、「推定値」を明示し、かつ、そのことを適切な表現で示した上で表示することができる。
- この場合、表示値設定根拠を保管し、行政からの求めに応じて開示することが必要となる。

栄養成分表示(1本(350g)当たり)

熱量	150 kcal
たんぱく質	1.8 g
脂質	0.4 g
炭水化物	35 g
食塩相当量	0.01 g

この表示値は、目安です。

栄養成分表示を省略できる食品

- ① 容器包装の表示可能面積がおおむね30cm²以下であるもの
- ② 酒類
- ③ 栄養の供給源としての寄与の程度が小さいもの



※次のいずれかの要件を満たすものとします。

ア 熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物およびナトリウムの全てについて、0 と表示することができる基準を満たしている場合

イ 1日に摂取する当該食品由来の栄養成分の量および熱量が、社会通念上微量である場合
〔例〕 コーヒー豆や茶葉およびそれらの抽出物、スパイス等

- ④ 極めて短い期間で原材料（その配合割合を含む。）が変更されるもの

※次のいずれかの要件を満たすものとします。

ア 日替わり弁当等、レシピが3日以内に変更される場合（サイクルメニューを除く。）

イ 複数の部位を混合しているため都度原材料が変わるもの

〔例〕 合挽肉、切り落とし肉等の切り身を使用した食肉加工品等

- ⑤ 消費税法第9条第1項において消費税を納める義務が免除される事業者が販売するもの ただし、当分の間、「中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模事業者が販売するもの」も省略できるものとします。

栄養成分表示を要しない食品

- ① 食品を製造し、または加工した場所で販売する場合

製造者と販売者が同一で、同一の施設内、敷地内で製造販売することをいいます。

〔例〕 洋菓子店、和菓子店、パン店等がその場で行う食品の製造販売、スーパーマーケットの店内でそうざいや刺身盛り合わせ等を製造し、当該店内で販売する等

栄養成分表示を
しなくていい
食品もあるよ



ティッチー

- ② 不特定または多数の者に対して譲渡（販売を除く。）する場合

消費者庁ホームページ「食品表示法等（法令及び一元化情報）」に、食品表示基準の全文や各種通知、Q&A、ガイドラインが掲載されています。

<http://www.caa.go.jp/foods/index18.html>

消費者庁 食品表示 一元化



ご相談いただく際には、事前に消費者庁の関係通知をご覧くださいませようお願いします。

福井健康福祉センター 健康増進課 ☎ 0776-36-1116

坂井健康福祉センター 福祉健康増進課 ☎ 0776-73-0600

奥越健康福祉センター 地域保健福祉課 ☎ 0779-66-2076

丹南健康福祉センター 健康増進課 ☎ 0778-51-0034

丹南健康福祉センター 武生福祉保健部健康増進課 ☎ 0778-22-4135

二州健康福祉センター 地域保健課 ☎ 0770-22-3747

若狭健康福祉センター 地域保健課 ☎ 0770-52-1300

栄養成分表示に関する
相談窓口



※食品表示法は、食品の安全性に係るもの（期限表示、添加物やアレルゲン等）や食品の品質に係るもの（食品の原材料、原産地等）の基準も定めています。原則として、1つの食品の表示の中での食品表示基準と旧基準の両者に基づいた表示の混在は認められませんので、栄養成分表示と併せてご確認くださいませようお願いします。